

# 第9期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

## 事業報告

会社の新株予約権等に関する事項

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

## 計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2019年8月1日から2020年7月31日まで)

## 株式会社ツクルバ

事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://tsukuruba.com>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

## 1. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| 名称                     | 第2回新株予約権                        |
|------------------------|---------------------------------|
| 新株予約権の数                | 600個                            |
| 保有人数<br>当社取締役（社外役員を除く） | 2名                              |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 当社普通株式60,000株                   |
| 新株予約権の発行価額             | 無償                              |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり6,700円<br>(1株当たり 67円) |
| 新株予約権の行使期間             | 2018年10月1日から<br>2025年8月31日まで    |

主な行使の条件：

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使時においても、当社又は当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問又は相談役の地位にあること（以下「権利行使資格」という。）を要する。ただし、本新株予約権者が、権利行使期間開始日の到来後に権利行使資格を喪失した場合は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社となった場合にあっては、取締役会）の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった本新株予約権を行使することを、認めることができるものとする。
- (2) 本新株予約権者は、当社の本新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6か月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、下記の(a)から(c)に定める制限にて新株予約権を行使できる。ただし、当社が必要と認める場合は、下記の(a)から(c)に定める制限にかかわらず、当社株主総会（当社が取締役会設置会社となった場合にあっては、取締役会）の決議により、権利行使を認めることができる。
- (a) 上記(2)により権利を行使することができる日から1年以内（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者の有する本新株予約権の総数の40%以内に限り権利を行使することができる。
- (b) 上記(2)により権利を行使することができる日から1年を経過後2年以内（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者の有する本新株予約権の総数の70%以内に限り権利を行使することができる。
- (c) 上記(2)により権利を行使することができる日から2年を経過後（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者の有する本新株予約権の総数の全ての権利を行使することができる。

| 名称                     | 第3回新株予約権                        |
|------------------------|---------------------------------|
| 新株予約権の数                | 1,032個                          |
| 保有人数<br>当社取締役（社外役員を除く） | 1名                              |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 当社普通株式103,200株                  |
| 新株予約権の発行価額             | 無償                              |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり6,700円<br>(1株当たり 67円) |
| 新株予約権の行使期間             | 2018年10月1日から<br>2025年8月31日まで    |

主な行使の条件：

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使時においても、当社又は当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問又は相談役の地位にあること（以下「権利行使資格」という。）を要する。ただし、本新株予約権者が、権利行使期間開始日の到来後に権利行使資格を喪失した場合は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社となった場合にあっては、取締役会）の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった本新株予約権を行使することを、認めることができるものとする。
- (2) 本新株予約権者は、当社の本新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6か月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、下記の(a)から(c)に定める制限にて新株予約権を行使できる。ただし、当社が必要と認める場合は、下記の(a)から(c)に定める制限にかかわらず、当社株主総会（当社が取締役会設置会社となった場合にあっては、取締役会）の決議により、権利行使を認めることができる。
  - (a) 上記(2)により権利を行使することができる日から1年以内（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者の有する本新株予約権の総数の40%以内に限り権利を行使することができる。
  - (b) 上記(2)により権利を行使することができる日から1年を経過後2年以内（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者の有する本新株予約権の総数の70%以内に限り権利を行使することができる。
  - (c) 上記(2)により権利を行使することができる日から2年を経過後（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者の有する本新株予約権の総数の全ての権利を行使することができる。

| 名称                     | 第5回新株予約権                         |
|------------------------|----------------------------------|
| 新株予約権の数                | 10,750個                          |
| 保有人数                   |                                  |
| 当社取締役（社外役員を除く）         | 2名                               |
| 当社社外取締役                | 1名                               |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 当社普通株式107,500株                   |
| 新株予約権の発行価額             | 無償                               |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり1,000円<br>（1株当たり 100円） |
| 新株予約権の行使期間             | 2020年8月1日から<br>2027年7月13日まで      |

主な行使の条件：

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使時においても、当社又は当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問又は相談役の地位にあることを要する。ただし、取締役会の決定に基づく当社の書面による承認を得た場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権者は、当社の本新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6か月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会の決定に基づく当社の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
- (3) 新株予約権者は、下記の(a)から(c)に定める制限にて新株予約権を行使できる。ただし、当社が必要と認める場合は、下記の(a)から(c)に定める制限にかかわらず、取締役会の決議により、権利行使を認めることができる。
  - (a) 上記(2)により権利を行使することができる日から1年以内（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者が割当てを受けた当初の本新株予約権の総数の40%以内に相当する数に限り、権利を行使することができる。
  - (b) 上記(2)により権利を行使することができる日から1年を経過後2年以内（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者が割当てを受けた当初の本新株予約権の総数の70%以内に相当する数に限り、権利を行使することができる。
  - (c) 上記(2)により権利を行使することができる日から2年を経過後（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者の有する本新株予約権の総数の全ての権利を行使することができる。

| 名称                     | 第6回新株予約権                        |
|------------------------|---------------------------------|
| 新株予約権の数                | 500個                            |
| 保有人数<br>当社監査役          | 1名                              |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 当社普通株式5,000株                    |
| 新株予約権の発行価額             | 無償                              |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり1,000円<br>(1株当たり100円) |
| 新株予約権の行使期間             | 2020年8月1日から<br>2027年7月13日まで     |

主な行使の条件：

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員、顧問、従業員又は社外協力者の地位を有する場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会の決定に基づく当社の書面による承認を得た場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権者は、当社の本新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6か月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会の決定に基づく当社の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
- (3) 新株予約権者は、下記の(a)から(c)に定める制限にて新株予約権を行使できる。ただし、当社が必要と認める場合は、下記の(a)から(c)に定める制限にかかわらず、取締役会の決議により、権利行使を認めることができる。
  - (a) 上記(2)により権利を行使することができる日から1年以内（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者が割当てを受けた当初の本新株予約権の総数の40%以内に相当する数に限り、権利を行使することができる。
  - (b) 上記(2)により権利を行使することができる日から1年を経過後2年以内（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者が割当てを受けた当初の本新株予約権の総数の70%以内に相当する数に限り、権利を行使することができる。
  - (c) 上記(2)により権利を行使することができる日から2年を経過後（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者の有する本新株予約権の総数の全ての権利を行使することができる。

| 名称                     | 第9回新株予約権                         |
|------------------------|----------------------------------|
| 新株予約権の数                | 16,650個                          |
| 保有人数                   |                                  |
| 当社取締役（社外取締役を除く）        | 4名                               |
| 当社監査役                  | 1名                               |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 当社普通株式166,500株                   |
| 新株予約権の発行価額             | 無償                               |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり3,000円<br>（1株当たり 300円） |
| 新株予約権の行使期間             | 2020年8月1日から<br>2027年7月13日まで      |

主な行使の条件：

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使時においても、当社又は当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問又は相談役の地位にあること（以下「権利行使資格」という。）を要する。ただし、本新株予約権者が、権利行使期間開始日の到来後に権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった本新株予約権を行使することを、認めることができるものとする。
  - (2) 本新株予約権者は、当社の本新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6か月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。
  - (3) 新株予約権者は、下記の(a)から(c)に定める制限にて新株予約権を行使できる。ただし、当社が必要と認める場合は、下記の(a)から(c)に定める制限にかかわらず、当社取締役会の決議により、権利行使を認めることができる。
    - (a) 上記(2)により権利を行使することができる日から1年以内（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者が割当てを受けた当初の本新株予約権の総数の40%以内に相当する数に限り権利を行使することができる。
    - (b) 上記(2)により権利を行使することができる日から1年を経過後2年以内（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者が割当てを受けた当初の本新株予約権の総数の70%以内に相当する数に限り権利を行使することができる。
    - (c) 上記(2)により権利を行使することができる日から2年を経過後（ただし、権利行使期間中であることを要する。）は、当該新株予約権者の有する本新株予約権の総数の全ての権利を行使することができる。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
- 該当事項はありません。

## 2. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス規程」を定めるとともに、業務上必要な法令等についてはコンプライアンスリスクとして認識し、取締役及び使用人へ必要な啓蒙、教育活動を推進する。
- 2 「内部通報規程」に基づき、外部の顧問弁護士等を通報窓口とする内部通報制度を制定し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
- 3 監査役は「監査役監査基準」に基づき、独立した立場で取締役の職務執行状況について監査し、適法性に関する疑義を発見した場合は、その事実を指摘し改善するよう代表取締役及び取締役会に勧告するとともに、必要に応じてその行為の差止めを請求する。
- 4 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款及び当社規程に適合していることを確認の上、代表取締役に報告する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。
- 2 またデータ化された機密情報については、「情報管理規程」及び「個人情報保護規程」に従い適切なアクセス制限やパスワード管理、並びにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1 当社はコーポレートリスクの適切な把握及び啓蒙を目的として「リスク管理規程」を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。
- 2 取締役会は、必要に応じて、リスク管理体制について見直しを行う。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1 当社は毎月1回の定時取締役会を開催し、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を機動的に行うことで効率的な職務執行に努める。加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
  - 2 当社は「職務権限規程」及び「職務分掌規程」に基づき担当取締役及び各部門長への権限の委譲を行うことで、迅速かつ効率的な意思決定を確保する。
- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制  
子会社の自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、承認事項、協議事項、報告事項を明確にし、その執行状況をモニタリングする。
  - 2 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、子会社の経営に重大な影響を与える事態を把握した場合には、「リスク管理規程」に基づき適時適切に対応することにより、子会社の損害の拡大を防止し、これを最小限に止める。
  - 3 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - ① 子会社は、職務執行に関する権限及び責任について、「職務権限規程」、「職務分掌規程」その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行する。
    - ② 当社は、子会社の業務運営状況について内部監査を実施し、子会社と協議のうえ、必要に応じて改善を図る。
  - 4 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
    - ① 当社は「コンプライアンス規程」を策定し、子会社のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
    - ② 当社の内部監査担当者は、子会社の役職員の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から内部監査を実施する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人への指示の実効性確保に関する事項
- 1 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。
  - 2 当該補助使用人に対する監査役からの指示については、取締役及び所属部門長からの指揮命令を受けないこととする。

- 3 当該補助使用人の人事異動、考課及び懲戒処分については監査役の同意を得るものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、当該報告者が報告を理由に不利な扱いを受けないための体制及び監査役への報告に関する体制
- 1 取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合若しくは発生した場合、又は、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査役に遅滞なく報告する。
  - 2 取締役及び監査役は、定期・不定期を問わず、コンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図るものとする。
  - 3 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、監査業務の一環として取締役会議事録及び稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。
  - 4 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
  - 5 監査役は内部通報窓口である管理部長及び顧問弁護士との情報交換を必要に応じて行い、重大なコンプライアンス上の懸念がある事象については、詳細な確認を行う。
  - 6 監査役に報告を行った取締役及び使用人について、代表取締役等の管理者は当該報告の事実を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。
- (8) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
- 1 子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、当社の監査役から報告を求められた事項について速やかに当社の監査役に報告する。
  - 2 子会社の取締役及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼす事実またはそのおそれのある事実を把握した場合は、直ちに当社の子会社担当者に報告し、当社の子会社担当者は速やかに当社の監査役にその内容を報告する。

- 3 子会社は、法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入し、子会社における法令、定款、又は社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に係る通報について、当社の監査役への適切な報告体制を確保する。
- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 1 監査役監査に必要な費用については、毎期の予算策定時に監査役より管理部門に見込みを提示する。会社は、当該費用については会社運営上必要な経費として支給する。
  - 2 当該予算を超過する費用については、事前に監査役より管理部門宛に請求理由とともに申請し、必要な手続きを経た上で支給する。
  - 3 なお上記の支給方法は前払い・後払いのいずれの方法も可能とする。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1 取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当者、会計監査人及び外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。
  - 2 監査役は会計監査人及び内部監査担当者と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。
- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。
- (12) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- 1 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力排除に関する規程」に定め、全ての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。
  - 2 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

### 3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりであります。

#### (1) 取締役の職務執行

当社は「取締役会規則」に基づき、原則として毎月1回取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役が3名在籍しており、取締役会における当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。なお、当事業年度においては、取締役会を15回開催いたしました。

#### (2) コンプライアンス

当社が社会的信頼を確保し、さらなる発展を遂げるためには、全社的なコンプライアンス体制の強化及び推進が不可欠であると認識しております。そのため、当社において「コンプライアンス規程」を定め、その周知徹底を図りました。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する社内相談・報告体制として「内部通報規程」を定め、その周知徹底を図りました。

#### (3) リスク管理

当社は、リスクの軽減及び損失の最小化を図るため、「リスク管理規程」、「反社会的勢力排除に関する規程」等を定めており、全社的なリスク管理体制を強化しております。また、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士などの外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、問題となりうる事項の早期発見に努めております。なお、「内部監査規程」を定め、当社の内部監査担当者が関連部署を内部監査することで、リスク管理体制全般の適切性、有効性について問題がないことを確認いたしました。

#### (4) 監査役の監査

監査役は、「監査役監査基準」に従って、株主総会、取締役会に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通じて、経営に対する適正な監視を行いました。また、内部監査担当者及び会計監査人と綿密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めました。

# 株主資本等変動計算書

(2019年8月1日から  
2020年7月31日まで)

(単位：千円)

|                 | 株 主 資 本 |           |                 |               |
|-----------------|---------|-----------|-----------------|---------------|
|                 | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                 |               |
|                 |         | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 |
| 当期首残高           | 594,505 | 850,780   | 456,319         | 1,307,099     |
| 事業年度中の変動額       |         |           |                 |               |
| 新株の発行(新株予約権の行使) | 15,678  | 15,678    |                 | 15,678        |
| 当期純損失(△)        |         |           |                 |               |
| 事業年度中の変動額合計     | 15,678  | 15,678    | —               | 15,678        |
| 当期末残高           | 610,183 | 866,458   | 456,319         | 1,322,777     |

(単位：千円)

|                 | 株 主 資 本         |             |         |           | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-----------------|-----------------|-------------|---------|-----------|-----------|-----------|
|                 | 利 益 剰 余 金       |             | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 |           |           |
|                 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 合 |         |           |           |           |
|                 | 繰 越 利 益 剰 余 金   |             |         |           |           |           |
| 当期首残高           | △365,266        | △365,266    | △62,421 | 1,473,916 | 1,276     | 1,475,192 |
| 事業年度中の変動額       |                 |             |         |           |           |           |
| 新株の発行(新株予約権の行使) |                 |             |         | 31,356    |           | 31,356    |
| 当期純損失(△)        | △431,740        | △431,740    |         | △431,740  |           | △431,740  |
| 事業年度中の変動額合計     | △431,740        | △431,740    | —       | △400,384  | —         | △400,384  |
| 当期末残高           | △797,006        | △797,006    | △62,421 | 1,073,531 | 1,276     | 1,074,807 |

# 個別注記表

## 重要な会計方針

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3～47年

構 築 物 15年

工具器具備品 3～10年

無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 繰延資産の処理方法

株式交付費……………支出時に全額費用として処理しております。

社債発行費……………支出時に全額費用として処理しております。

##### (2) 消費税等の会計処理

消費税等の処理方法……………税抜方式によっております。

#### 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当社は、計算書類作成時に入手可能な情報に基づき、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。会計上の見積りに用いた仮定について、現時点では、新型コロナウイルス感染症により再び大規模な経済活動の停滞等が起こるなどの重要な影響はないと考えております。

#### 貸借対照表に関する注記

##### 1. 担保資産

###### (1) 担保に供している資産

|    |           |
|----|-----------|
| 建物 | 124,331千円 |
| 土地 | 161,215千円 |
| 計  | 285,547千円 |

###### (2) 担保に係る債務

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 11,424千円  |
| 長期借入金         | 239,755千円 |
| 計             | 251,179千円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 56,889千円

##### 3. 関係会社に対する金銭債権債務

|        |         |
|--------|---------|
| 短期金銭債権 | 1,710千円 |
| 短期金銭債務 | 1,238千円 |

#### 損益計算書に関する注記

##### 1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 1,560千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数(株) | 当事業年度増加<br>株式数(株) | 当事業年度減少<br>株式数(株) | 当事業年度末<br>株式数(株) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式  | 9,331,700         | 468,000           | —                 | 9,799,700        |
| 合計    | 9,331,700         | 468,000           | —                 | 9,799,700        |

(変動事由の概要)

普通株式の株式数の増加は、新株予約権の行使による増加468,000株であります。

2. 当事業年度末における自己株式の種類および株式数

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数(株) | 当事業年度増加<br>株式数(株) | 当事業年度減少<br>株式数(株) | 当事業年度末<br>株式数(株) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式  | 335,600           | —                 | —                 | 335,600          |
| 合計    | 335,600           | —                 | —                 | 335,600          |

3. 当事業年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 177,000株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|           |            |
|-----------|------------|
| 貸倒引当金     | 91千円       |
| 未払事業税     | 2,482 "    |
| 未払事業所税    | 1,266 "    |
| 資産除去債務    | 1,700 "    |
| 減損損失      | 71,867 "   |
| 投資有価証券評価損 | 1,812 "    |
| 税務上の繰越欠損金 | 170,325 "  |
| その他       | 4,151 "    |
| 繰延税金資産小計  | 253,699千円  |
| 評価性引当額    | △253,699 " |
| 繰延税金資産合計  | 一千円        |

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

|      |           |
|------|-----------|
| 1 年内 | 157,251千円 |
| 1 年超 | 508,531 " |
| 合計   | 665,783千円 |

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金繰計画に照らして、一時的な余資は流動性の高い金融商品で運用し、運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

投資有価証券は、非上場株式及び債券であり、主に発行体の信用リスクを伴っております。

敷金及び保証金は、主に営業店舗の不動産賃貸借契約に基づく敷金及び保証金であり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金及びその他の金銭債務（社債・借入金を除く）は、概ね1年以内の支払期日であります。社債・借入金は、主に運転資金と設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、各営業担当者に入金状況を随時連絡しており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

長期貸付金については、定期的に取引先の状況を把握し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 市場リスクの管理

長期借入金の金利変動リスクについては、分割返済などによりその影響を緩和するとともに、管理部門が金利変動状況を管理しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動

要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

|                   | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|-------------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金        | 1,613,625        | 1,613,625  | —          |
| (2) 売掛金           | 20,847           |            |            |
| 貸倒引当金 (※1)        | △300             |            |            |
|                   | 20,547           | 20,547     | —          |
| (3) 敷金及び保証金 (※2)  | 42,378           | 41,988     | △390       |
| 資産計               | 1,676,551        | 1,676,160  | △390       |
| (1) 1年内償還予定の社債    | 40,000           | 40,000     | —          |
| (2) 1年内返済予定の長期借入金 | 115,407          | 115,407    | —          |
| (3) 未払金           | 83,371           | 83,371     | —          |
| (4) 未払費用          | 30,495           | 30,495     | —          |
| (5) 未払法人税等        | 7,788            | 7,788      | —          |
| (6) 預り金           | 8,938            | 8,938      | —          |
| (7) 社債            | 160,000          | 156,610    | △3,389     |
| (8) 長期借入金         | 602,799          | 597,422    | △5,376     |
| 負債計               | 1,048,799        | 1,040,033  | △8,765     |

(※1) 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 貸借対照表計上額及び時価には、資産除去債務相当額を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

# 資 産

(1) 現金及び預金及び(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、返還時期を見積もった上で、将来キャッシュ・フローを国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

# 負 債

(1) 1年内償還予定の社債、(2) 1年内返済予定の長期借入金、(3) 未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等、並びに(6) 預り金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債及び(8) 長期借入金

社債及び長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

| 区分      | 2020年7月31日 |
|---------|------------|
| 投資有価証券  | 15,150     |
| 関係会社株式  | 2,000      |
| 敷金及び保証金 | 65,090     |

投資有価証券、関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

敷金及び保証金については、償還期限の合理的な見積りが困難なことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

|         | 1年以内<br>(千円) | 1年超5年以内<br>(千円) | 5年超10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|---------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| 現金及び預金  | 1,613,625    | -               | -                | -            |
| 売掛金     | 20,847       | -               | -                | -            |
| 敷金及び保証金 | 9,578        | 5,116           | 7,992            | 19,691       |
| 合計      | 1,644,051    | 5,116           | 7,992            | 19,691       |

(注4) 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 社債    | 40,000       | 40,000              | 40,000              | 40,000              | 40,000              | -           |
| 長期借入金 | 115,407      | 99,688              | 114,254             | 30,672              | 80,672              | 277,513     |
| 合計    | 155,407      | 139,688             | 154,254             | 70,672              | 120,672             | 277,513     |

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用の集合住宅(土地を含む。)を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

| 貸借対照表計上額  | 時価        |
|-----------|-----------|
| 285,547千円 | 285,547千円 |

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として固定資産税評価額に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。

関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため記載を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

|             |         |
|-------------|---------|
| 1株当たりの純資産額  | 113円43銭 |
| 1株当たりの当期純損失 | △46円81銭 |

重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による新株予約権付社債の発行)

2020年7月30日開催の取締役会において決議いたしました、第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」といいます。)の発行について、2020年8月17日付で割当先である株式会社丸井グループ(以下「丸井グループ」といいます。)からの払込みが完了しました。

第三者割当による新株予約権付社債の概要

|      |                |                                                        |
|------|----------------|--------------------------------------------------------|
| (1)  | 払込期日           | 2020年8月17日                                             |
| (2)  | 新株予約権の総数       | 14個                                                    |
| (3)  | 社債及び新株予約権の発行価額 | 本社債の金額100円につき金100円<br>但し、本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないものとする。 |
| (4)  | 当該発行による潜在株式数   | 583,333株                                               |
| (5)  | 調達資金の額         | 金700,000,000円                                          |
| (6)  | 転換価額           | 1株当たり1,200円                                            |
| (7)  | 募集又は割当方法       | 第三者割当ての方法による。                                          |
| (8)  | 割当先            | すべての本新株予約権付社債を株式会社丸井グループに割り当てる。                        |
| (9)  | 利率及び償還日        | 利率：0.5%<br>償還期日：2025年7月31日                             |
| (10) | 償還価額           | 額面100円につき100円                                          |

(減資)

当社は、2020年9月14日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について、2020年10月29日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしました。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

今回の資本金及び資本準備金の額の減少は、現在生じております利益剰余金の欠損額を解消し、財務体質の健全化の確保を図るとともに今後の資本政策の機動性及び柔軟性を確保し、柔軟な資本政策の展開を可能とすることにより、企業価値の向上を図ることを目的としております。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

当社の2020年9月14日現在の資本金の額611,848,000円のうち、601,848,000円を減少して、10,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少の内容

会社法第447条第1項の規定に基づき、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額のみを減少し、減少額601,848,000円をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少する資本準備金の額

当社の2020年9月14日現在の資本準備金の額868,123,000円のうち、858,123,000円を減少して、10,000,000円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少の内容

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額のみを減少し、減少額

858,123,000円をその他資本剰余金に振り替えます。

#### 4. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、資本金及び資本準備金より振り替えたその他資本剰余金の金額の一部797,006,855円を減少させて繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損の補填に充ちたいします。

#### 5. 減資の日程

|     |             |                 |
|-----|-------------|-----------------|
| (1) | 取締役会決議日     | 2020年9月14日      |
| (2) | 定時株主総会決議日   | 2020年10月29日（予定） |
| (3) | 債権者異議申述公告日  | 2020年10月30日（予定） |
| (4) | 債権者異議申述最終期日 | 2020年11月30日（予定） |
| (5) | 減資の効力発生日    | 2020年12月1日（予定）  |

（第10回新株予約権（新株予約権信託）の取得及び消却）

当社は、2020年9月14日開催の取締役会において、当社が既に発行した新株予約権の一部について無償で取得・消却することを決議しました。

#### 1. 取得及び消却の対象となる新株予約権

##### 第10回新株予約権

|     |                    |               |
|-----|--------------------|---------------|
| (1) | 新株予約権割当日           | 2018年7月31日    |
| (2) | 新株予約権の発行総数         | 22,000個       |
| (3) | 新株予約権の目的である株式の種類と数 | 普通株式 220,000株 |
| (4) | 新株予約権の権利行使価額       | 1株あたり金300円    |
| (5) | 取得する新株予約権の数        | 22,000個       |
| (6) | 新株予約権の取得価額         | 無償            |
| (7) | 消却新株予約権の数          | 22,000個       |

#### 2. 新株予約権の取得及び消却の理由

新株予約権交付マニュアルの廃止により信託契約が終了したため、当該新株予約権を無償で取得し、消却するものです。

#### 3. 新株予約権の取得日及び消却日

2020年9月14日

（新株予約権の発行）

当社は、2020年9月14日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の役職員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。

## 1. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、第11回新株予約権（有償ストック・オプション）については、当社の役職員に、第12回新株予約権（税制適格ストック・オプション）及び第13回新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）については、従業員に対して発行するものであります。本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の約5.0%に相当します。

なお、第11回新株予約権（有償ストック・オプション）の発行については、新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

また、第12回新株予約権（税制適格ストック・オプション）及び第13回新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）につきましては、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であることから有利発行には該当せず、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

これらの新株予約権の発行は、業績目標の達成や、役職員の一層の意欲及び士気の向上により、当社の既存株主の皆様利益に貢献できるものであり、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

## 2. 各新株予約権の発行要項

### 第11回新株予約権発行要項

#### 1. 新株予約権の数

2,602個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式260,200株とし、下記3.（1）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

#### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、3,700円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

### 3. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である 2020 年 9 月 11 日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金 1,045 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額 ×

分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{新規発行前の 1 株あたりの時価}} \times 1 \text{ 株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当

社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2023年11月1日から2028年10月31日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、2023年7月期から2027年7月期のいずれかの事業年度における当社の損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書）に記載された売上総利益の額が下記の水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。

(a) 売上総利益が20億円を超過した場合 : 行使可能割合 20%

(b) 売上総利益が22.5億円を超過した場合 : 行使可能割合 60%

(c) 売上総利益が25億円を超過した場合 : 行使可能割合 100%

なお、当該売上総利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書の数値を直接参照することが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の

地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。

- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

#### 4. 新株予約権の割当日

2020年11月 4 日

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3.（1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編

行為の条件等を勘案のうえ、上記３．（２）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記６．（３）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

上記３．（３）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記３．（３）に定める行使期間の末日までとする。

（６）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記３．（４）に準じて決定する。

（７）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

（８）その他新株予約権の行使の条件

上記３．（６）に準じて決定する。

（９）新株予約権の取得事由及び条件

上記５に準じて決定する。

（１０）その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

７．新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

８．新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2020年11月４日

９．申込期日

2020年10月13日

10．新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社役職員      57名              2,602個

第12回新株予約権発行要項

１．新株予約権の数

1,692個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式169,200株とし、下記３．（１）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

２．新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権の払込金額は、本新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予

約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

### 3. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額 ×

分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### (3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2022年11月1日から2026年10月31日とする。

### (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

### (6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が、権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。
- ② 本新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。算出される行使可能な本新株予約権の個数に1個未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。ただし、当社取締役会の決議に基づき、(a)乃至(d)の行使条件を変更できるものとする。

- (a) 行使期間の初日（以下、「開始日」という）から1年間  
本新株予約権者が当社より付与を受けた本新株予約権の総数の25%
- (b) 開始日から1年間を経過した日から1年間  
本新株予約権者が当社より付与を受けた本新株予約権の総数の50%
- (c) 開始日から2年間を経過した日から1年間  
本新株予約権者が当社より付与を受けた本新株予約権の総数の75%
- (d) 開始日から3年間を経過した日から行使期間の満了日まで  
本新株予約権者が当社より付与を受けた本新株予約権の総数の100%
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 4. 新株予約権の割当日

2020年11月4日

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2020年11月4日

9. 申込期日

2020年10月13日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社従業員 137名 1,692個

第13回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の数

711個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式71,100株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる

付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

## 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権の払込金額は、本新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

## 3. 新株予約権の内容

### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式 1 株あたりの払込金額を 1 円とし（以下、「行使価額」という。）、これに付与株式数を乗じた金額とする。

### (3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2022年11月1日から2030年10月31日とする。

### (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### (6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。

② 本新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。算出される行使可能な本新株予約権の個数に1個未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。ただし、当社取締役会の決議に基づき、以下(a)乃至(c)の行使条件は変更できるものとする。

(a) 行使期間の初日(以下、「開始日」という)から1年間

本新株予約権者が当社より付与を受けた本新株予約権の総数の40%

(b) 開始日から1年間を経過した日から1年間

本新株予約権者が当社より付与を受けた本新株予約権の総数の70%

(c) 開始日から2年間を経過した日から行使期間の満了日まで

本新株予約権者が当社より付与を受けた本新株予約権の総数の100%

③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができないものとする。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 4. 新株予約権の割当日

2020年11月4日

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

## 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.（1）に準じて決定する。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

### (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.（3）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.（3）に定める行使期間の末日までとする。

### (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.（4）に準じて決定する。

### (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

### (8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.（6）に準じて決定する。

### (9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

### (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

## 7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

## 8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2020年11月 4 日

9. 申込期日

2020年10月13日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

|       |      |      |
|-------|------|------|
| 当社従業員 | 106名 | 711個 |
|-------|------|------|